

議案第 94 号

勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例

令和 6 年 12 月 17 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和 6 年 8 月 8 日付け人事院勧告に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について改定を行うため、この条例案を提出するものです。

勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例

勤務時間、休暇等条例（平成 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 3 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3・4 （略）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 8 条の 3 （略） 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3・4 （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。